

鳥取市議会 2013 年 12 月議会

請願第 9 号鳥取市庁舎整備に関する請願 賛成討論

日本共産党 鳥取市議団

私は、請願第 9 号鳥取市庁舎整備に関する請願に賛成する立場で討論をおこないます。

この請願は、現在市当局が市庁舎整備の全体構想の素案にもとづく、関連業務を来年 4 月までの市長選挙終了まで凍結することを求めるものであります。

先程、委員長から報告がありましたが特別委員会の不採択理由は、「市庁舎整備は喫緊の課題として取り組まなければならない問題であるといけないもの」というものです。

委員会でこの請願に反対される委員の意見には、「市が提案している案を粛々と議論し、前に少しでもすすめてほしい」「この請願は市長の執行権を侵害する」というものがあります。しかし、こうした請願が 8 月議会に続き提出されている背景には、昨年 5 月の住民投票の結果とその後の市長と議会の態度に対して、住民投票をおこなった少なくない市民の間で「どうして、住民投票をしたのに、すすまないのか」「住民投票の結果は尊重されないのか」という大きな疑問、疑念をもち不信となっています。

議会が、この市民の声に応えることなく、今回の請願を不採択にするならば、これまでの議会の態度との関係を説明する必要があります。

今年 2 月議会で鳥取市民の安全安心を考える会が提出した陳情は、住民投票で提示された 2 号案がそのままでは実現不可能と結論づけたことについて、「提示したことへの市民に謝罪し、責任をとること、市庁舎の新築移転案の実現を取り計ることをもとめたものでした。しかし、特別委員会は、全会一致で不採択にしました。その理由を住民投票自体、及びその内容について瑕疵はなく、有効であると考えられるため」とまとめています。

私は、議員のみなさんに問いたいと思います。市庁舎整備も「個々の議員の意見はあるから仕方ない。それは尊重されるべきだ」と今でも思っておられるのでしょうか。そうだとするなら、「一体、住民投票は何を問い、何を判断したのか」と。議員は市民の疑問、疑念に正面から応えた態度と説明責任が求められています。今回の不採択となる理由とこの陳情不採択との整合性があると思わ

れるでしょうか。説明できないと思います。

そもそも、住民投票がなぜおこなわれたのかと言え、市長が進める新築移転案が市民から批判を受け、住民投票実施の条例案を否決はしたが、議会では市庁舎問題が解決できない、可否の判断が下すことが出来ないから、住民投票をおこなったのであります。問題は、その結果の評価、見解の統一したものが無いことです。市長との間にもありません。その発端を作ったのは、市長が議会が作った案だといわんばかりに、執行の責任をもたないで、住民投票で選択された現在地の耐震改修を具体化の作業をしなかった、それを議会として容認したことです。議会ではこの点も共通の認識にならず、市民からすればまたまた議会内の数で物事を決める土俵にもどったこと、議会が多数決で住民投票にかけ選択された 2 号案を検証に業者に出したことも、議会が取っていく方向に混乱・混迷が生まれました。そのために、今年 2 月の説明会では、議員個人の見解が述べられることになったのではないのでしょうか。

いま、市庁舎問題を責任をもって推進が出来なくなった市長のもとで、この請願を採択しても法的には執行権そのものを止めることはできなくても、今の素案をそのまますすめることが市民のためになるのでしょうか。市庁舎整備は「喫緊の課題」と強調しても、市民の疑問に答え、理解と支持を得ることになりません。それどころか、住民投票の結果と違う選択肢を加えて検討することは、ますます議会の態度・責任として、市民に説明ができなくなるのではないかと考えます。

最後ですが、議会は住民投票条例案をこの本会議で提案された中で、新築移転も現在地の耐震改修もどちらも住民投票後には、市民の意見を聞き、必要な見直しをすると確認しました。

「防災や市民サービスの充実は新築移転が良い」とか「11 月に示された四つの案を議会として少しでも議論すべきだ」ということは、住民投票の結果から逸脱する議論です。市民の選択はとにかく、様々な思いをもって二者択一による住民投票において、新築移転はまずやめてほしいというものです。市長と議会がおこなうべきことは、選択された案をもとに庁舎機能の検討を市民の意見を聞きながら、執行することです。その先頭に立つのが市長の政治的責任であり、議会はそれをチェックする役割を果たしていくことであると申し上げ、議員のご賛同を心からお願いして、賛成討論を終わります。